

あおぞら銀行グループ人権方針

1. 基本的な考え方(人権尊重へのコミットメント)

あおぞら銀行グループは、事業活動を行う地域で適用される法令・諸規則を尊重し、人権の保護及び促進に反する活動や、奴隷制度、人身取引、強制労働、児童労働等、あらゆる種類の搾取に関するあらゆる活動を、あおぞら銀行グループの関連する事業から排除することに向けて、責任を果たします。

また、下記の人権に関する国際規範や国際基準を支持します。

- ・ 国際人権章典(世界人権宣言及び国際人権規約)
- ・ 労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言
- ・ ビジネスと人権に関する指導原則
- ・ 子どもの権利とビジネス原則

2. 人権方針の位置づけ

あおぞら銀行グループは、事業活動が人権に対して影響を及ぼす可能性があることを認識しています。当人権方針は、経営理念に沿って定め、あおぞら銀行グループに属するすべての役員が遵守を求められる「倫理・行動基準」のもとで、人権尊重への取り組み方針を定めるものです。

3. 役職員の人権

雇用や就業におけるあらゆる差別の解消・撤廃に取り組み、人種、民族、宗教、信条、国籍、出身地、社会的身分、門地、性別、年齢、性的指向、性自認、障がいの有無、妊娠、婚姻関係、健康状態等による差別やハラスメントなどの人権侵害のない職場を役職員に提供します。また、結社の自由および団体交渉権を尊重します。

さらに、様々な人権問題に関する研修を行い、役職員の意識を高めます。

4. 個人のお客さまの人権

個人のお客さまの人権を尊重し、プライバシーの保護に努めます。また、お客さまが安心して金融へアクセスできる環境を確保し、公正で責任ある金融商品・サービスを提供します。

5. 投融資先の人権

投融資先の人権を尊重します。また、投融資先の企業活動が人権に与える負の影響に関心をもち、「環境・社会に配慮した投融資方針」等を制定し、人権に関する国際的な規範に反する事業等を行う企業への投融資を禁じています。

6. サプライヤーの人権

システム、ファシリティを含む業務に必要な物品・サービスの購入や業務委託等に関するサプライヤーの人権を尊重します。また、サプライヤーの企業活動が人権に与える負の影響に関心を持ち、サプライヤーとのコミュニケーションを通じて、人権尊重への配慮を実践していく旨、「あおぞら銀行グループ外部調達方針」に定めています。

7. 人権デュー・ディリジェンス

事業活動が与え得る人権への負の影響を特定し、防止し、軽減するために、適切な人権デュー・ディリジェンスを行うよう努めます。

また、「環境・社会に配慮した投融資方針」等において、投融資先の企業活動が人権に負の影響を与える可能性がある場合、投融資先との対話を通じて、改善に努めるとともに、改善がみられない場合は与信の制限・禁止等を行うことで、リスクの低減を図る旨定めています。さらに、大規模プロジェクト向けのファイナンスに取り組む際は、赤道原則に則り、人権への配慮を含む環境・社会デュー・ディリジェンスを行っています。

8. 救済措置

あおぞら銀行グループは、様々なステークホルダーから人権に関する相談や通報を受け付ける体制づくりに継続的に取り組みます。お客さまからは電話等にて相談を受け付けています。また、役職員からは内部通報制度「あおぞらホットライン制度」を整備し、社内外の受付窓口を設け、通報を受け付けています。あおぞら銀行グループが、人権に対する負の影響を引き起こした、または負の影響を助長した場合、救済のために適切な措置を講じます。